

「シール意匠」 審決取消事件

【事件の概要】

意匠出願前に発行された公開商標公報に掲載された商標に基づき創作容易な意匠であるとして拒絶した審決が支持された。

【事件の表示、出典】

H26. 3. 27 知財高裁平成25年（行ケ）第10315号事件
知的財産裁判例集HP

【参照条文】

意匠法3条2項

【キーワード】

公然知られ

1. 事案の概要

物品「シール」について、部分意匠の出願をしたが、本願前に発行された公開商標公報に記載された模様に基づいて、当業者が容易に創作することができた意匠であるとして、意匠法3条2項により拒絶する旨の審決が出されたため、その取消を求めた事案である。

【本願意匠】

正面図



【引例（商願2011-20478号）】



2. 裁判所の判断

(1) 取消事由1ないし7について

原告主張の取消事由1ないし7は、引用文献に記載された模様は本願前に日本国内において「公然知られた」模様には該当しないとの主張を基本とするものであると解される。そこで、この点につきまとめて判断する。

①意匠法3条2項所定の「公然知られた」の意義について

意匠法3条2項所定の「公然知られた」とは、一般第三者たる不特定人又は多数者に、単に知り得る状態になったことでは足りず、現実知られている状態になったことを要すると解するのが相当である。

すなわち、意匠法3条1項は、意匠登録を受けることができない意匠として、①出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠(同項1号)、②出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠(同項2号)等を別個に列挙している。また、同条2項は、出願前に当業者が日本国内又は外国において「公然知られた」模様等に基づいて容易に創作することができた意匠は、同条1項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない旨定める。

仮に同条1項1号の「公然知られた」意匠の意義を、不特定人又は多数の者が知り得る状態になったことで足りると解した場合には、同項1号を2号と別個に規定した意味が失われてしまうから、同項1号の「公然知られた」意匠とは、不特定人又は多数の者が知り得る状態になったことでは足りず、現実知られている状態に至ったことを要すると解するのが相当である。そうだとすると、同条2項の「公然知られた」模様等についても、同様に、不特定人又は多数の者が知り得る状態になったことでは足りず、現実知られている状態に至ったことを要すると解するのが相当である。

上記の観点から、本件を検討する。

②事実認定及び判断

引用文献に記載された引用商標からなる模様が本願前に「公然知られた」模様に該当するかにつき検討するに、引用文献は、平成23年4月21日、インターネット公報としてインターネット上で発行されたことにより、一般第三者である不特定人又は多数の者が知り得る状態となったと認められる。

のみならず、引用文献は、同月21日から同月末日までの間に、現実合計41回ダウンロードされており、本願がなされた同年5月16日までにはダウンロードされた回数はさらに増えていたと推測されること、インターネット公報は第三者が自由に閲覧することができるためのものであり、本願は引用文献がインターネット公報として発行された日の25日後になされたものであることに照らすならば、引用文献は、本願時まで、不特定人又は多数の者に現実知られている状態にあったことに疑いの余地はない。

したがって、引用文献に記載された引用商標からなる模様は、「公然知られた」模様に該当し、この点において審決の判断に誤りはない。

(2) 本願意匠の創作容易性の認定の誤り（取消事由8）について

本願意匠は、略横長長方形のシールの正面左側の略正方形の枠の中に、上下を反対にした数字の「7」を2つ、欧文字の「Z」と見えるように並べ、そのほぼ真ん中に「∞」の記号を配置した模様からなる部分意匠である。本願意匠の略正方形の枠の中の模様は、引用商標からなる模様と実質的に同一であり、当業者が引用商標からなる模様に基づいて本願意匠を創作することは容易であると認められる。

3. 検討

(1) 本件は公報発行から意匠出願までの期間が約3週間と短かったため、現実に知られていたか否かが争点となり得、特許庁は公報が実際にダウンロードされたことの証明まで行った。一方、公報発行から1年程度経過している場合には、「公然知られたものとなっていた事実を優に推認することができる」と判断されている例がある。

公報発行から出願までの期間がどこまで短ければ、この推認が働かなくなるのかは不明であるが、そもそも平成10年改正時に「広く知られた形状・・・に基づいて」を単に「公然知られた形状・・・に基づいて」とするのではなく「頒布された刊行物に記載された形状等」、「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等」も引例とできるような文言にしておけば、このような疑義は生じなかったはずである。

【参考】平成24年（行ケ）第10026号

「しかしながら、意匠法3条2項は、「日本国内又は外国において」公然性を有する意匠を要件として定めるところ、引用例2が、本願優先日の約1年11か月前に大韓民国において発行されたものである以上、少なくとも同国において公然知られたものとなっていた事実を優に推認することができるものである。また、特許庁が受け入れてから本願優先日までに約1年7か月が経過している以上、日本国内においても、同様に公然性を認めることができる。」

(2) 下記意匠は本願と同日に出願されたが、第1475987号として意匠登録されている。模様を若干変更するだけでも3条2項該当性は回避できるようである。



(3) 商標公報に掲載された商標は意匠（物品の形態）ではないため、新規性喪失の例外の適用はないため、本件のような場合には出願のタイミングを注意すべきである。

2014. 4. 15
(弁理士 土生 真之)